

発注工事等に寄せられた質問と回答

| 質問日 | 質問 | 回答 |
|-------|--|--|
| 5月19日 | <p>入札説明書3ページ記載の4競争参加資格(7)について、配置予定技術者の施工実績として認められる基準をご教示ください。</p> <p>1. 当該工種を含む工事に従事した経験があれば、当該工事に対する従事期間率(当該技術者の従事期間/工期)は問わないと考えてよろしいでしょうか。または、従事期間率に定めがあるでしょうか。従事期間率に定めがある場合は、必要な従事期間率をご教示ください。</p> <p>2. 当該工種を含む工事に従事し、かつ当該工種の施工期間に従事した経験が実施工程表等で確認できれば、当該工種に対する従事期間率(当該工種の施工期間内における当該技術者の従事期間/当該工種の施工期間)は問わないと考えてよろしいでしょうか。または、従事期間率に定めがあるでしょうか。従事期間率に定めがある場合は、必要な従事期間率をご教示ください。</p> | <p>(質問の1. 2. 共に同一回答といたします。)</p> <p>従事期間に基準はありませんが、実施工程表等の資料を併せてご提出いただき、従事した期間内で同種工事の実績が確認できれば、同種工事の実績として認められます。なお、正式な評価等については、提出された資料により判断することになります。</p> |
| 5月23日 | <p>施工計画(技術提案)を記述する別記様式4について、様式内の(注1)に「入札説明書6(2)イ(ア)評価項目のうち「提案項目」(5項目)を、図表を含めてA4判で2ページ以内(10ポイント以上)とすること。また、図表の文字は9ポイント以上とすること。」と記載されています。</p> <p>技術提案または標準案のどちらで施工するかを示すチェック項目については別途ページでの記載とし、A4判2ページ以内には含まなくてよいと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>よろしいです。</p> |
| 5月25日 | <p>入札説明書8(5) 技術提案に対するヒアリング その他について、特定建設工事共同企業体の場合、ヒアリング対象者の配置予定技術者とは代表者の監理技術者だけでしょうか、それとも、代表者以外の構成員の主任技術者も含まれるのでしょうか。</p> | <p>ヒアリング対象者の配置予定技術者とは、監理技術者を配置する場合は監理技術者。監理技術者を配置しない場合は主任技術者としております。ヒアリングは配置予定技術者を含め説明者として3名以内としております。なお、特定建設工事共同企業体で監理技術者を配置する場合は、説明者の中に構成員の主任技術者を含んでも問題はありません。</p> |
| 5月30日 | <p>入札説明書の6総合評価に関する事項で各評価項目の設定のねらいが記載されていますが、その中の「サンドコンパクション施工時における周辺への影響の配慮について」、「既設構造物などへの影響を把握し、対処することが重要である」と書かれています。</p> <p>既設マイナス9m岸壁(北側)、漁港施設(南側)、背後の六脚ブロック及び石かご、コンテナヤードなどが考えられますが、具体的な既設構造物の範囲についてご教示をよろしくお願いいたします。</p> | <p>施工をする上で周辺への影響について留意しなければならないと考えられる範囲を適宜判断願います。</p> |
| 5月30日 | <p>質問事項 入札説明書6(2)総合評価の方法において、各評価項目の設定のねらいが明示されています。「サンドコンパクションパイルで使用する材料の管理について」の項目で、混入するおそれがある異物について、どのようなものを想定しているのでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>品質を確保する上で問題があると考えられる異物を適宜判断願います。</p> |
| 5月30日 | <p>入札説明書>6 総合評価に関する事項>(2)総合評価の方法>※ 各評価項目の設定のねらい> ○サンドコンパクションパイル施工時における周辺への影響の配慮について。「既設構造物などへの影響配慮」との記載がございますが、既設構造物は航路を指していると考えてよいでしょうか。異なる場合はご教示願います。</p> | <p>施工をする上で周辺への影響について留意しなければならないと考えられる範囲を適宜判断願います。</p> |

| | | |
|-------|--|--|
| 6月2日 | <p>入札説明書6(2)イ(ア)の評価項目「サンドコンパクション施工時における周辺への影響の配慮について」に関して 施工期間中に既設構造物などの影響を把握するため、既設マイナス9m岸壁(北側)に立ち入ることは可能でしょうか。また、立ち入り可能な場合に容易に設置・撤去できる計測機器の設置は可能でしょうか。ご教示をよろしくお願いいたします。</p> | <p>既設マイナス9m岸壁(北側)への立入り及び計測機器の設置につきましては、フェリー会社と協議のうえ、フェリーの利用に支障を来さなければ設置可能です。</p> |
| 6月7日 | <p>入札説明書8(5)技術提案のヒアリングについて、配置技術者を2名申請し、日程により1名しかヒアリング出来なかった場合はどういった処理になりますでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>技術提案のヒアリングについて、配置技術者を2名申請し、日程により1名しかヒアリング出来なかった場合は、競争参加資格なしとなります。</p> |
| 6月8日 | <p>入札説明書、6総合評価に関する事項、(2)総合評価の方法、(ア)加算点に、『※特記仕様書に記載されている「協議未了」、「設計変更」、「未計上の工種」に関する提案は評価対象外とする。』とありますが、本案件では、他機関と協議が必要となる提案は評価対象となりますか。ご教示願います。</p> | <p>入札説明書に記載のあるとおりです。なお、発注者としてその実現性を判断しかねる提案については評価できません。</p> |
| 7月24日 | <p>4サンドコンパクション船拘束において、引船は計上されているのでしょうか。</p> | <p>港湾請負工事積算基準P3-2-37 サンドコンパクション船拘束歩掛に基づき、引船は計上していません。 なお、協議により妥当と認められる費用については、設計変更により計上する場合があります。</p> |

| | | |
|--------------|---|--|
| <p>7月24日</p> | <p>見積参考資料 その他 現場管理費率の補正について 現場管理費率の補正に使用する工期は、参考資料明示とおり令和5年9月20日から令和6年2月7日とし、冬期率は工期日数(141日間)、その内冬期日数(99日間)により算出すると考えてよろしいですか。 その場合、冬期率は0.70となり、3級地補正係数を乗じた現場管理費率の補正率は0.98%と考えるとよろしいですか。ご教示ください。</p> <p>2.見積参考資料 1岸壁積込・運搬投入について 適用される歩掛は、令和5年度 港湾土木請負工事積算基準における3-4.1-(5)に記載の、参考資料-3 中詰砂投入(陸上採取)のうち、岸壁積込・運搬投入と考えるとよろしいですか。 その場合、計上される集積用ブルドーザ32t級の1日当り施工量を算出するための標準運転時間(T)は令和5年度 港湾土木請負工事積算基準の別表2 1日の運転時間(2)陸上機械の運転時間に則り、6.3hと考えるとよろしいですか。ご教示ください。</p> <p>3.見積参考資料 5敷鉄板設置・撤去について 適用される歩掛は、令和5年度 土木工事標準積算基準における第5章 仮設工のうち、16敷鉄板設置・撤去工と考えるとよろしいですか。 その場合、計上されるバックホウの燃料消費量は令和5年度基準に則り、119L(指定事項)と考えるとよろしいですか。ご教示ください。</p> <p>4.見積参考資料 11巡視・保安について 計上されている交通誘導警備員Bは、特記仕様書[総則-3]第7条に明示されている《補正係数》の対象と考えるとよろしいですか。ご教示ください。</p> <p>5.見積参考資料 12技術管理費について 計上されている技師(A)は、特記仕様書[総則-3]第7条に明示されている《補正係数》の対象外と考えるとよろしいですか。ご教示ください。</p> <p>6.諸経費検証モデル工事について 特記仕様書[総則-22]第57条において、「諸経費検証モデル」の試行工事となっており、現場管理費率の割増となる費用を契約変更の対象とする。との記載があることから、当初設計では現場管理費の割増無しと考えるとよろしいですか。ご教示ください。</p> | <p>1.貴見のとおりです。</p> <p>2.貴見のとおりです。</p> <p>3.貴見のとおりです。</p> <p>4.交通誘導警備員Bは、補正の対象となります。</p> <p>5.技師(A)の設計業務委託等技術者単価は、補正対象外となります。</p> <p>6.当初設計では現場管理費の割増無しとなります。</p> |
| <p>7月27日</p> | <p>1.見積参考資料1岸壁積込・運搬投入について。 港湾請負工事積算基準に基づきブルドーザの1日当たり稼働時間は6.3時間と考えると良いでしょうか。異なる場合は稼働時間をご教示願います。</p> <p>2.見積参考資料2/21頁に記載されている積算工程について。現場管理費に係る積雪寒冷地補正は前述の積算工程全日を考慮すると考えると良いでしょうか。異なる場合は考え方をご教示願います。</p> | <p>1.質問番号12-2をご参照ください。</p> <p>2.質問番号12-1をご参照ください。</p> |
| <p>8月8日</p> | <p>1.見積参考資料P.17 9分解組立運搬について 分解組立運搬における作業区分は、分解組立+輸送(往復)でしょうか。それとも(分解又は組立)+輸送(片道)でしょうか。ご教示願います。</p> | <p>・9分解組立運搬については、分解組立+輸送(往復)で計上されていますが、分解+輸送(片道)が正しいため、訂正します。</p> |

| | | |
|------|---|--|
| 8月8日 | <p>特記仕様書 総則第24条 作業時間帯において、5時30分から16時30分までを就業時間として積算している旨が記載されています。</p> <p>一方、概略工程表では締固工の施工は11月上旬から12月下旬となっており、日の出時刻が6時から7時頃となります。</p> <p>一般に、海上保安部への作業許可申請時は、日の出から日の入りまでが作業時間帯となるため、作業時間帯が短くなることが予想されます。</p> <p>作業時間帯が短くなる場合、設計変更協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご教示ください。</p> | <p>締固工は厳冬期前の12月末までに作業を終えることとしています。また、既設周文2号岸壁を利用するフェリーの制約も踏まえ、特記仕様書 総則第24条で示す作業時間帯で積算しております。これらの点を踏まえ適切な作業時間を設定願います。また、日の出前及び日の入り後の作業において、照明等必要な仮設については、監督職員と協議を行うものとし、妥当な費用は設計変更の協議の対象とします。</p> |
|------|---|--|